

◆ 「就学相談」 に関してよくいただくご質問（Q&A）

Q 1：就学相談では何を相談するのですか？

A 1：墨田区ではお子さんの心身の状態や発達段階、障害の特性などに応じて、特別な教育の場（学びの場）を設けています。小学校入学前や小学校から中学校への進学の際に、個々のお子さんの心配事・困り事についてご相談いただき、お子さんに適した学びの場につなげるための機会が就学相談です。お子さんについてお話を聞かせていただき、発達検査や行動観察などを行い、各分野の専門家で組織される就学相談委員会での審議を経た判断・結果により、お子さんに適した就学先（学びの場）を選択していただきます。

なお、就学相談の結果、「特別な支援は必要ない（通常学級のみ）」と判断される場合もあります。

Q 2：特別支援教育における就学先（学びの場）にはどんなものがありますか？

A 2：特別支援教育における就学先は、下表のとおりです。

就学先（学びの場）	内 容（概 要）
通級指導学級 （ことば・きこえの教室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことば（話し方等）やきこえ（難聴等）に課題があるものの、知的発達に遅れはなく、おおむね通常学級で授業を受けられる児童・生徒が対象です。</li> <li>・ほとんどの時間を通常の学級で過ごし、週に1～2回程度、ことば（きこえ）の教室（他校の場合があります。）に通って指導を受けます。</li> </ul>
特別支援教室 （情緒の教室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的発達に遅れはないものの、主に発達障害（疑い・傾向を含む）があることにより学校生活に課題がある児童・生徒が対象です。</li> <li>・ほとんどの時間を通常の学級で過ごし、週に1～2回程度、特別支援教室（各学校内）に移動して指導を受けます。</li> </ul>
特別支援学級 （固定制学級）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的発達に遅れがある児童・生徒が対象です。</li> <li>・対象となる児童・生徒で構成される学級において、日々の授業を受けます。</li> </ul>
都立特別支援学校 （知的障害・肢体不自由・病弱・視覚障害・聴覚障害）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（知的障害・肢体不自由その他対象となる）障害等の程度が比較的重い児童・生徒が対象です。</li> <li>・特別支援学校は、重度の障害のある児童・生徒にも対応するための学校設備が充実しており、指導の教員や介助支援の職員も多く配置されています。</li> </ul>

**Q 3 : 就学相談をした場合、その判定結果で示された就学先（都立特別支援学校、固定制学級、特別支援教室等の「学びの場」）に就学しなくてはならないのですか？**

A 3 : 就学相談ではお子さんの障害による困難を克服し自立を図るために必要な支援（学びの場）について、就学相談委員会の判定結果をもとに、保護者との合意形成をしながら、就学先を決めています。そのため、示された就学先に就学しなくてはならないということはありません。

**Q 4 : 相談の結果の判断とは異なる選択をした場合、何か影響はありますか？**

A 4 : 就学相談の判定とは異なる教育環境を選択された場合には、必要に応じて就学後も適宜、在籍校とも連携しながら、継続して相談を続けることは可能です。

**Q 5 : 特別支援(固定)学級は、学校によって障害の種別が違っていませんか？**

A 5 : 墨田区の固定学級は、基本的には「知的障害」の特別支援学級です。自閉症、ダウン症などの障害の違いはありますが、知的障害を伴っているお子さんがほとんどで、区内9校にある小学校の固定学級の対象児童はみな同じです。

**Q 6 : 特別支援学級（固定制学級）は、学校によって障害の程度に差がありますか？**

A 6 : 特別支援学級（固定制学級）は、知的発達に課題のあるお子さんを対象とする学級です。区内の小・中学校（合計14校）に設置している固定制学級の対象児童・生徒の要件は同一です。

**Q 7 : 特別支援学級（固定制学級）には通学区域が決められていますか？**

A 7 : 固定制学級には、原則として通学区域を設けていません。ただし、小学校の固定制学級については、登下校時等の安全面の観点から保護者の送迎を必要としていますので、その点も考慮した上で学校の選択をご検討ください。なお、学校側の受け入れ態勢の状況（入学希望者が受け入れ可能数を超えた場合等）により、入学校がご希望どおりにならない場合があります。

**Q 8 : 特別支援学級（固定制学級）の定員は決められていますか？**

A 8 : 固定制学級の定員は、(学年ごとではなく) 全学年で8名と決められています。これにより小学校の場合は、1年生から6年生までの全員で9名になれば、2学級となります(ただし、施設の大きさ、その他の条件により学級を増やせないことがあります)。教員は児童数が3人以上であれば、学級数プラス1名が配置されます。その他に介助員が配置されます。また都立特別支援学校の学級編成は、1学級で定員は6人ですが状況により違う場合もあります。

**Q 9 : 特別支援学級（固定制学級）から通常学級への転籍や東京都立特別支援学校に転校することはできますか？**

A 9 : お子さんの状況（課題の増・減）等により、就学先の変更（転学）の必要性を感じましたら、まずは担任の先生や校長先生に相談してください。そして転学が望ましいと考えられる場合には、学務課で「転学相談」をお受けします。その結果、お子さんにとって転学が必要という判断となりましたら、転学が可能となります。ただし、実際の転学までには相当の時間を要しますことをご了承ください。

**Q 1 0 : 特別支援教室（小学校「まなびの教室」、中学校「ゆうあい教室」）の利用の条件は決められていますか？**

A 1 0 : 特別支援教室の利用対象となる児童・生徒の要件は次のとおり決められています。

- ① 知的発達の遅れはなく、通常学級の学習におおむね参加できるものの、学校生活に何らかの課題（障害・特性に基づく学校生活の適応に対する課題）があること。
- ② 「自閉症スペクトラム」、「注意欠如多動症（ADHD）」、「学習症（LD）」、「情緒障害」の診断等（疑いや傾向も含みます。）がされていること。
- ③ ①及び②の状況から、課題の克服（解決・減少）を目的に行う特別支援教室での（週に1回～2回程度の）特別な指導を必要としており、また指導を受ける意思があること。

**Q 1 1 : 特別支援教室では、どのような指導をしているのですか？学習の補充はしてもらえますか？**

A 1 1 : 特別支援教室では、「学習の補充」は行いません。

個々のお子さんの持つ課題に合わせて、「課題の克服を目指した指導」を行います。指導教員と1対1の個別指導や複数の児童・生徒と一緒にを行う小集団指導等があります。

**Q 1 2 : 特別支援教室の「拠点校」や「巡回校」とは何ですか？**

A 1 2 : 特別支援教室は、区立小学校を9グループ、区立中学校を2グループに分け、各グループ内の1校を拠点校として設置しています。各拠点校に配置された指導教員が、拠点校からグループ内の各巡回校を巡回して指導しています。

なお、指導内容については、拠点校と巡回校に差はありません。

**Q 1 3 : ことばの教室を希望しています。入学予定の学校にはことばの教室が設置されていないのですが、ことばの教室にも通学（通級）区域が決められていますか？**

A 1 3 : ことばの教室は小学校 3 校に設置しており、下表のとおり在籍校（通学校）ごとに通級区域（ことばの教室）を決めています。なお、他校から通級される際には、登下校時等の安全面の観点から、保護者の送迎を必要とさせていただきます。

ことばの教室	在籍校（通学する学校）
言問小学校	言問小、小梅小、第一寺島小、第二寺島小、第三寺島小、隅田小、梅若小
柳島小学校	柳島小、緑小、菊川小、錦糸小、業平小、両国小、中和小、二葉小、外手小、横川小
押上小学校	押上小、曳舟小、第三吾嬬小、第四吾嬬小、東吾嬬小、中川小、八広小、立花吾嬬の森小

**Q 1 4 : 特別支援学級（固定制学級）と特別支援教室や通級指導学級（ことば・きこえ）の併用はできますか？**

A 1 4 : 特別支援教室や通級指導学級は通常の学級に在籍しながら利用する支援です。そのため、特別支援学級（固定制学級）と特別支援教室や通級指導学級の併用はできません。

**Q 1 5 : 特別支援教室と通級指導学級（ことば・きこえ）の併用はできますか？**

A 1 5 : 通級（特別支援教室・通級指導学級（ことば・きこえ））による指導は、在籍学級での授業時間内または放課後に指導を行っており、お子様にとって負担となる可能性が考えられます。そのため、お子様の状態に応じて通級による指導の必要性について、またどの指導を行うことがより望ましいかを検討することになります。

**Q 1 6 : 入学前に就学相談を申し込まずに、入学してから特別支援教室を利用することはできますか？**

A 1 6 : 入学後に特別支援教室の利用を希望される場合は、まずは担任の先生にご相談ください。その後は学校内で検討を行い、専門医の意見や発達検査等の結果に基づき、お子さんにとって支援が必要との判断になれば、利用することが可能です。ただし、判定結果が出て利用できるようになるまでには相当の時間がかかりますので、入学・進学前に必要性をお感じになる場合には、ぜひ事前に就学相談をお申し込みください。

**Q 1 7 : 特別支援学級（固定学級）に入った子どもたちの進路について教えてください。**

A 1 7 : 特別支援学級では、勉強と同時に社会に出て将来自立できる力をつける教育も重視しています。身の回りのことを自分でできるようにする生活の時間や、体育の時間数が多かったりするのはそのためです。一人ひとりの能力に応じた学習のプログラムによって少しずつ力を

伸ばし、自立の基礎を養います。中学校でも継続して特別支援学級で学ぶお子さんが大半です。さらに中学の特別支援学級を卒業した生徒の多くは、特別支援学校の高等部に進学しています。その際、「愛の手帳」の交付を受けているまたは専門医の診断書が必要になります。